

## 10. 部活動に関する規程

### 1 ねらい

- (1) 心豊かな人間性の育成を目指すと共に、生涯にわたっての健康の保持増進を図る。
- (2) 規律正しい生活態度を身につけると共に、集団生活において、協力していく態度を養う。
- (3) 自主性を育てると共に個人の能力、個性の伸長を図る。
- (4) 学習活動と部活動を両立させ、進路目標の達成を目指す。

### 2 活動時間及び休日について

原則として以下の様に設定する。

#### (1) 学期中の休養日の設定

- ① 平日：1日
- ② 土・日：いずれか1日

※週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることができる。

#### (2) 長期休業中の休養日の設定

休養日の設定は、上記(1)に準ずる。

#### (3) 活動時間

- ① 平日：18：45活動終了 19：00完全下校
- ② 土・日：16：30活動終了 16：45完全下校

#### (4) 活動期間

部員としての活動期間は原則として3年次1学期の主要大会までとする。文系の部もこれに準ずる。ただし、3年次の活動においては下記の基準を満たしていない生徒は活動ができない。

- ① 評定平均3.0以上
- ② 無届け欠席6回以内
- ③ 無届け欠課9回以内
- ④ 早朝講座の遅刻及び無届け欠課の合計が15回以内
- ⑤ 人物素行が良好で、且つ懲戒指導を受けていない者

[補足]

- (1) 勤怠については2学年末までのものとする。また1・2年次に懲戒指導を受けたもので、改善がみられる場合には上記⑤の限りではない。
- (2) 評定平均の出し方は下記の通りとする。

$(1\text{年の学年末の評定平均} + 2\text{年の学年末の仮評定平均}) \div 2$  (小数点以下第2位を四捨五入)

### 3 考査期間の活動について

定期考査1週間前から考査終了の前日までは原則として活動禁止とする。但し、考査期間中または終了後にインターハイ等の大会を控えている場合、部員からの要請があれば、部顧問の責任管理の下、申請によって部活動を行うことができる(下記厳守)。

## 部活動に関する規程

### ①活動時間

平日：1時間程度

土・日：2時間程度(16：45完全下校)

②平日1日及び土日のいずれか1日を休業日とする。

③「保護者承諾書」を提出させ、顧問が管理する。

④活動する部活動の顧問はS A . n e tの職員掲示板に「部活動名」「活動期間」等を入力し、職員に共通理解を図る。

⑤校外の活動の場合でも、必ず顧問の責任管理。指導の下に活動を行う。

⑥勤怠状況・成績不良で部活動規程に抵触する部員は練習を認めない。

## 4 大会参加

大会参加は高体連、高野連、高文連主催・共催の大会への参加を原則とし、年10回以内とする。

\*学校代表として参加する場合「団体」「個人」を問わず1大会、1回と数える。

## 5 顧問について

(1) 部・同好会の顧問は全職員で担当する。

(2) 顧問は、部員名簿を作成し、活動計画・活動内容・それらの規模・安面等を掌握する。

(3) 部顧問は、年間活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。

## 6 運動部活動に係る活動方針について

### 【運動部活動基本方針】

本方針は、「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

○ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

○ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

### (1) 適切な運営のために

①生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の運動部を設置する。

- ②運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③校長は、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために
- ①適切な指導の実施
- ア 校長、運動部顧問及び指導者は、「運動部活動における総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
  - 生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
  - 夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
  - 指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
  - 運動部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導とをしっかりと区別して行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るため休養を適切にとることが必要であり、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高める等を正しく理解する。
- 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
  - 競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
  - 保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。
- ②運動部活動用指導手引の普及活用
- 運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、(2)①に基づく指導を行う。
- (3) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
- ①学校は、学校の状況を鑑み、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことが出来る運動部を設置するよう努める。
- ②学校は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

#### 部活動に関する規程

- ③学校は、スポーツ環境の充実に支援するパートナーという考え方の下でこうした取組を推進することについて、保護者と本方針を読み合わせ、理解と協力を促す。

#### 附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。